§手続きの主な流れ

事　前　協　議

事業計画案について、あらかじめ町長と協議が必要です。
＊事業事前協議書と関係書類を提出ください。

↓

地域住民等への周知

地域住民等へ事業の説明など周知を行い、理解を得るよう努めてください。

↓

事業計画の届出

事業に着手する 60 日前までに、事業計画について関係書類とともに届出書を提出してください。
＊変更が生じた場合、速やかに届け出を行ってください。

↓

同　　意

町から、同意又は不同意を通知します。
＊事業計画について、自然環境等の保全上支障が生じるおそれがあるときは、変更を求めることもあります。

↓

工事着手届出

工事に着手するときは、着手届出を提出してください。
中止、再開の場合も各届出を行ってください。

↓

工事完了の届出

工事が完了したときは、写真を添えて提出してください。

↓

事業廃止届出

事業廃止するときは、30 日前までに町長へ廃止届を提出してください。
＊関係法令に基づき、再生可能エネルギー発電設備を撤去し適切な処分を行ってください。